

岩手県告示第377号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成24年5月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

地域密着型介護老人福祉施設

名 称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム真生園	一関市字沢161番地216	平成24年4月1日
地域密着型特別養護老人ホーム 結いの郷	花巻市大迫町大迫第13地割20番地1	平成24年4月4日
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護じょうない	九戸郡洋野町種市第56地割80番地	平成24年5月1日